

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成24年11月15日（平成24年（独情）諮問第52号及び同第53号）

答申日：平成25年6月19日（平成25年度（独情）答申第11号及び同第12号）

事件名：医学部・大学院医学系研究科が保有する動物実験計画書等の一部開示決定に関する件（諮問第52号）

事件名：医学部附属病院が保有する動物実験終了報告書の一部開示決定に関する件（諮問第53号）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書14（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成24年7月27日付け第2012-155号及び第2012-156号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 諮問第52号

原処分のうち、法5条4号ホに該当するため不開示とするとされた部分に関して、不開示にしたことを取り消すとの決定を求める。

異議申立人の開示請求した当該文書のうち、動物実験計画書とは、「動物実験の方法」に示された行為によって動物が受ける苦痛と比較して、「動物実験の目的」に示された成果が妥当かつ有用なものかどうかを動物実験委員会が審査するために、実験者に対して提出が求められている文書である。

しかし、異議申立人が開示を受けた動物実験計画書の写しは、「動物実験の目的」の項目が全面不開示に近い状態となっており、「動物実験の方法」についても、本件処分の不開示理由が不当に拡大解釈された墨塗りが行われているものと受け止められる。

このことによって、東京大学の動物実験委員会の審査が妥当なものか、国民が知る機会が奪われており、情報開示請求の目的が達成できていない。墨塗りは、研究上のキーワード等、研究者にとって最も重要な部分に限定すべきであり、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

これは、動物実験変更計画書や動物実験終了報告書についても同様である。

処分庁は、不開示とした理由として法5条4号ホに該当するためとしているが、以上のように、本件処分は同法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行ったものである。

イ 諮問第53号

異議申立人が開示を受けた文書の写しでは、「実験成果の概要」「その他」等の欄が全面的に不開示となっているが、このことによって、何が動物実験委員会に対して報告されているのかを国民が知る権利が奪われている。墨塗りは、研究上のキーワード等、研究者にとって最も重要な部分に限定すべきであり、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

また、「使用動物数の削減に努めたか」の問いに対し、「不適」としている回答の詳細部分について不開示となっているが、これは、明らかに実験者にとって都合の悪い部分を不開示としたことがうかがい知れ、研究のプライオリティを守るため等の理由が認められないのではないかと受け止められる。

処分庁は、不開示とした理由として法5条4号ホに該当するためとしているが、以上のように、本件処分については不開示理由が不当に拡大解釈された墨塗りが行われているものであり、同法の解釈、運用を誤っている。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行ったものである。

(2) 意見書

ア 諮問第52号

(ア) 動物実験に関する情報公開が必要となっている背景について

本年、我が国では「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護法」という。）の改正が行われたが、欧米諸国が実験動物保護の観点から採用しているような法制度に関しては、一切盛り込まれないままとなった。

動物実験施設を登録制としているアメリカの動物福祉法においては、最低年一回の施設査察や年次報告書の提出義務等が定められており、また欧州では、動物実験計画そのものを国が認可する制度が構築されているが、日本には類似の法制度は存在しない（兵庫県が条例で届出制を定めているのみ）。

動物実験においては、科学的目的がなければ動物虐待罪に当たるような多くの行為が正当化されるのであるから、法律に基づいた公的な監督制度が必要となることは近代法治国家においては当然の成り行きであり、日本においても多くの市民が動物愛護法の改正を求めてきたが、同法制定以来3回目の改正となる本年の改正においても、そのような制度の導入は実現しなかった。

法改正を阻んできたのは、多くの利害関係者（学会・業界団体・研究者等）による自己便益保護のための意見であり、本年の動物愛護法改正においても「日本では動物実験の自主規制は十分機能している」といった実情を反映していない意見書等が数多く出されていた。

しかし、一步日本の外へ出れば、EUでは改正された実験動物指令の施行が目前に迫っており、アメリカでは国際的認証制度でも使われるガイドライン“Guide for the Care and Use of Lab

oratory Animals”の第8版が出版され、韓国においてもアメリカと同様の法規制が導入されるなど、動物実験をめぐる国際情勢は大きく変動を見せているのである。

また、国際獣疫事務局（OIE）の国際規約における実験動物福祉の規定や、国際医学団体協議会（CIOMS）が示している国際原則改訂案においては、動物実験を監督する国内制度の構築が求められており、国際状況に対応しているとは言い難い日本の状況について、日本の関係者の中にも憂慮する声がある。

さらに日本においては、利害関係者から「自主規制は十分機能している」といった意見が述べられる際に、「情報公開制度に基づいて適切に情報を開示している」との発言がなされることがあるが、情報公開制度の対象となるのは公的機関のみであり、民間の機関ではほとんど情報が公開されていない。さらに、公的機関に対しても、実際に情報開示請求を行えば、本件のように異議申立てを行わざるを得ないレベルでの開示しか行われない現実がいまだにある。

「自主規制は十分機能している」と主張するのであれば、本当に機能しているのかどうかを判断できる材料を積極的に情報公開すべきであり、情報開示請求に対しても誠実に対応するべきである。動物実験に対する法規制の存在しない日本においては、その必要性は諸外国以上に高い。

特に、本件にて異議申立てを行っている動物実験計画書等の書類は、動物愛護法の中でたった一条だけ動物実験について定められている理念条項（3Rの原則：動物実験の代替、使用数の削減、苦痛の軽減）が適正に運用されているのかどうかの判断の拠りどころとなり得る重要な書類であるため、機関側の恣意的な判断によって情報開示の程度が左右されてしまっている本件の状況は非常に問題である。

また、本年12月7日～9日に開催された第25回日本動物実験代替法学会においては、北海道大学大学院獣医学研究科の安居院高志教授が、動物実験に対する国際的な外部認証制度であるAAALACの認証制度と、日本の大学における相互検証制度「国立大学法人動物実験施設協議会の動物実験相互検証プログラム」の比較を行い、日本の検証制度が国際的な認証制度のレベルには遠く及ばないことを示したが、その中においても、動物実験計画書に関する指摘があった。

すなわち、日本の動物実験相互検証プログラムにおいては、動物実験委員会が動物実験計画書を審査する制度があるかどうかの確認のみしか行われず、AAALACのように、実際の動物実験計画書を見た上で、委員会での適切な審査が行われているかを検証するような作業は行われていないとのことであった。つまり、日本で構築された自主規制の枠組みにおいては、大学の動物実験計画書の審査を外部からチェックするような仕組みは存在しないのである。さらに、AAALACの認証を取得した機関は、国内では10カ所のみとごく僅かである。

よって、公的機関における動物実験の在り方について疑問を持つ市民は、自ら情報公開請求を行うしか手段はなく、情報公開される範囲について、個々の大学の悉意的判断が入り込み得る現状には疑問を感じざるを得ない。そのため、情報公開・個人情報保護審査会の公平な判断を仰ぎたく、異議申立てを行ったものである。

ちなみに、先述の安居院教授の講演では、日本において検証の根拠となっている指針・基準類が、国際ガイドラインと比較して短く、内容的に乏しいものとなっている点についても指摘がなされていた。

そのような指針に支えられた日本の「自主規制」とは、仮に十分に機能していたとしても不十分なものであり、また現実には十分機能しているとは言えない状況にある。なぜなら動物実験計画書の審査等もまだまだ適切にされているとは言い難い状況であり、外部評価もほとんど行われていないと言ってよい状況にあるからである。

事実、本件諮問庁である東京大学は、国内最高峰とされる国立大学であるにもかかわらず、A A A L A Cの認証取得はおろか、国立大学法人動物実験施設協議会の動物実験相互検証プログラムすら、情報開示時点では受けていない。（相互検証プログラムについては、来年予定があるとのこと）

日本の動物実験の「自主規制」が十分に機能しているとは言えない状況において、せめて情報公開においては、より高い透明性が図られるべきであり、「自主規制」と称して情報公開を怠ることはあってはならないと考える。

更に言えば、東京大学は国家予算から重点的に国立大学法人運営費交付金の配分を受けており、また多額の公的研究費が集まっていることから、納税者への説明責任の意味において、適切な情報公開を行うべきである。

(イ) 開示された動物実験計画書等について

異議申立ての当初に述べたとおり、動物実験計画書とは、動物実験によって動物が受ける苦痛と比較して、動物実験の目的が妥当かつ有用なものかどうかを動物実験委員会が審査するために、実験者に対して提出が求められている文書である。

しかし、異議申立人が開示を受けた動物実験計画書の写しは、「動物実験の目的」の項目が全面不開示に近い状態となっており、また「動物実験の方法」についても、本件処分の不開示理由が不当に拡大解釈された墨塗りが行われているように受け止められるものであった。

このことによって、東京大学の動物実験委員会の審査が妥当なものか、国民の知る機会が奪われており、情報開示請求の目的が達成できていないため、本件異議申立てを行ったものである。動物実験変更計画書や動物実験終了報告書についても同様である。

しかし、諮問庁による「理由説明書」においては、部分開示決定時の説明と同じことが繰り返されているのみであり、個別の不開示部分について、正当な理由があると納得できる説明とはなっていない。

異議申立人は、「公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に

阻害するおそれがあるもの」が存在すること自体は理解しており、開示できない部分があることも認めた上で、不当に墨塗り部分が多いと主張しているのである。

不開示の判断基準が拡大解釈され、実験動物福祉が適正に確保されているのかどうかの判断がつかないレベルでの情報開示がなされると、結局は東京大学の動物実験委員会が機能しているかが評価不能となり、大学への国民の信頼と評価を下げることとなる。そのことは、ひいては、「機能している」と主張されている動物実験の自主規制への疑問を更に深めることになるのではないかと考える。

また、特に「動物実験の目的」が公開されていないことについては、国民には公開できない理由で医科学実験が行われているという意味で、最も理解し難いものである。

昨今、科学研究におけるデュアルユース問題が取沙汰されており、日本学術会議から「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告」が公表されるなどしているが、特にバイオ研究は生物兵器に用いることができること、多くの倫理的問題に関わることなどから、強い懸念も持たれている分野であり、研究の目的を公開できないような医科学研究について、国民の理解が得られるものとは考えにくい。適切な範囲で、情報公開が図られるべきである。

(ウ) 諮問庁による不開示部分の判断が不当と考えられる根拠について

① 他大学の動物実験計画書との比較においても不開示部分が多い

東京大学医学部に対しブタの動物実験計画書等の情報開示請求を行ったのは、京都大学のブタの動物実験計画書において問題点が多く見られたため、他大学にも情報開示をする必要を感じたためであった。

しかし、東京大学の動物実験計画書等では、同様の評価を行うことができないほどの墨塗りが行われていたため、異議申し立てに至ったものである。参考資料として、平均的な開示度と考えられる、京都大学のブタの動物実験計画書を添付する。

そもそも、情報開示を適正に行った者がその内容について批判を受け、行わなかった者が批判を逃れるのでは不公平を招く。情報公開制度を適正、公平に運用し、情報公開に対するインセンティブを低下させないようにする意味でも、各大学の開示度のレベルを均一に保つ判断を、貴審査会に対し求めるものである。そのためには、実際に実験計画書を見た上でのインカメラ審理が必要だ、と考える。

② 他学部の動物実験計画書等との比較においても不開示部分が多い

東京大学の医学部・大学院医学系研究科への情報開示請求と同時に、農学生命科学研究科・農学部に対しても情報公開請求を行ったが、農学生命科学研究科・農学部の動物実験計画書等については、特に細かい墨塗りはなく、異議申立ては行っていない。もともとの記述が簡素であることが理由かもしれないが、同一大学内で情報公開の度合いに違いがあることは制度の運用上疑問であり、参考のため写しを添付する。

(添付資料省略)

イ 諮問第53号

(ア) 動物実験に関する情報公開が必要となっている背景について

(諮問第52号と同旨のため記載省略)

(イ) 開示を受けた動物実験報告書について

異議申立人が開示請求し、開示を受けた動物実験報告書の写しでは、「実験成果の概要」「その他」等の欄が全面的に不開示となっているが、このことによって、何が動物実験委員会に対して報告されているのか、ひいては動物実験委員会がその機能を果たしているのかを国民が知る権利が奪われており、情報開示請求の目的が達成できていないと考えたため、本件異議申立てを行ったものである。

墨塗りは、研究上のキーワード等、研究者にとって最も重要な部分に限定すべきであり、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

しかし、諮問庁による「理由説明書」においては、部分開示決定時の説明と同じ内容が繰り返されているのみであり、個別の不開示部分について、正当な理由があると納得できる説明とはなっていない。

異議申立人は、「公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」が存在すること自体は理解しており、開示できない部分があることも認めた上で、不当に墨塗り部分が多いと主張しているのである。

特に「使用動物数の削減に努めたか」の問いに対し、「不適」としている回答の詳細部分が墨塗りとされていることについては、単に実験者にとって都合の悪い部分を不開示としたことがうかがい知れ、研究のプライオリティを守るためといった正当な理由は認められないのではないかと指摘を行ったが、この点については他大学の事例とも比較し、インカメラによる審議で開示の妥当性が判断されることを願いたい。

不開示の判断基準が拡大解釈され、実験動物福祉が適正に確保されているかどうかの判断がつかないレベルでの情報開示がなされると、結局は東京大学の動物実験委員会が機能しているかが評価不能となり、大学への国民の信頼と評価を下げることとなる。そのことは、ひいては、「機能している」と主張されている動物実験の自主規制への疑問を更に深めることになるのであって、その不利益は、個別の実験における不利な情報を開示することから生じる不利益を大きく上回るはずである。

(ウ) 諮問庁による不開示部分の判断が不当と考えられる根拠について

(諮問第52号と同旨のため記載省略。添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第52号

(1) 本件対象文書について部分開示とした理由について

本件対象文書のうち、「動物実験の目的」については、動物実験責任者によって

動物実験に関する具体的な記述がなされており、研究の概要を集約したキーワードとなる文言が多々含まれている。動物の系統や現象、組織などの名称を示す文言が明らかになったり、前後の単語や文節、文脈をつなぐ接続詞等が開示されることにより、どのような研究を行って、何を開発しようとしているかなど、その研究のアイデアのヒントを判明させ得るものである。さらに、当該研究者の専門分野及び研究業績といったその他の情報と照合することにより、研究の目的や観点、独創性及び研究者としての工夫などが一層容易に判明され得ると判断される。よって、これらを公にすると、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、法5条4号ホに該当すると認められるため、不開示が妥当であると判断した。

また「動物実験の方法」については、研究内容に係る記述のうち、試行錯誤の段階の情報については、公にすることにより、自由な発想、創意工夫、研究意欲や実用新案に係る研究活動が不当に妨げられるなど、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、研究活動に支障を及ぼす具体的なおそれがあることから、法5条4号ホに該当するため、研究のキーワードになる文言及び創意工夫など研究の秘密に関して中樞をなす部分のみを限定して不開示の決定を行ったものである。

これについて、異議申立人は、不開示理由が不当に拡大解釈されているとして、不開示部分の開示を求めている。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は「不開示理由が不当に拡大解釈されていると受け止められる。情報開示請求の目的が達成できていない」として、研究上のキーワード等、研究者にとって最も重要な部分に限定して不開示とすべきであり、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきであると主張している。

しかしながら、本学が不開示としているのは、研究者にとって最も重要な部分である「研究の独創性、着眼点などのアイデアが生命である研究者のプライオリティに相当する部分」に限定している。動物実験の目的等に含まれるキーワードや実験内容の記述には、研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアが生命である研究者の優先権・プライオリティに相当する部分を含んでいるものであるため、研究の進捗状況に関わりなく一律に公にすることにより、特に実用新案に関わる研究活動にとって、研究活動の停滞や研究の中止等、研究活動に支障を及ぼす具体的なおそれがある。

したがって、これを公にすると、本学の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、法5条4号ホに該当すると判断し、不開示とした。

以上のことから、国立大学法人東京大学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

2 諮問第53号

(1) 本件対象文書について部分開示とした理由について

本件対象文書のうち、「実験成果の概要」及び「その他」の欄については、動物

実験責任者によって動物実験に関する具体的な記述がなされており、研究の概要を集約したキーワードとなる文言が多々含まれている。動物の現象、組織などの名称を示す文言が明らかになったり、前後の単語や文節、文脈をつなぐ接続詞等が開示されることにより、どのような研究を行って、何を開発しようとしているかなど、その研究のアイデアのヒントを判明させ得るものである。さらに、当該研究者の専門分野及び研究業績といったその他の情報と照合することにより、研究の目的や観点、独創性及び研究者としての工夫などが一層容易に判明され得ると判断される。よって、これらを公にすると、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、法5条4号ホに該当すると認められるため、不開示とすることが妥当であると判断した。

また「使用動物数の削減に努めたか」の問いに対して「不適」と回答している詳細部分については、試行錯誤の段階の情報であり、公にすることにより、研究意欲及びそれに基づく研究活動が不当に妨げられるなど、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法5条4号ホに該当するため、不開示の決定を行ったものである。

これについて、異議申立人は、不開示部分の開示を求めている。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、研究上のキーワード等、研究者にとって最も重要な部分に限定して不開示とすべきであり、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきであると主張している。

しかしながら、本学が不開示としているのは、研究者の研究意欲及びそれに基づく研究活動に関わる部分であるため、公にすることにより研究活動に支障を及ぼすおそれがあり、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため、法5条4号ホに該当するとし、不開示とした。

以上のことから、国立大学法人東京大学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成24年11月15日 諮問の受理（諮問第52号及び同第53号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年12月3日 審議（同上）
- ④ 同月18日 異議申立人から意見書を収受（同上）
- ⑤ 平成25年4月8日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年6月17日 諮問第52号及び同第53号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる文書であり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ並びに4号柱書き、ロ及びホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、法5条4号ホに該当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）については開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めて

いるが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分すると、各様式に沿って作成された文書中の各欄の記載について、全部が開示されている文書と一部又は全部が開示とされている文書が混在しており、不開示とされている部分のうち本件不開示部分は、別紙の2の1欄に掲げる各部分であることが認められる。また、文書12（諮問第52号）と文書14（諮問第53号）は同一文書であり、文書14で不開示とされた部分の一部が文書12では開示されていることが認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件で争点となっている「研究の独創性、着眼点などのアイデアが生命である研究者のプライオリティに相当する部分」すなわち競争上の地位を確保するために秘匿すべき情報であるか否かの判断は、高度に専門的な内容を含むものであることから、研究者自身が行うべきものであり、東京大学では、各部局（研究者組織）において、上記判断の適切性を担保するため、具体的な判断基準や研究者本人が行うか、組織として行うか、どのような手続で行うかといったことをルール化している。また、各部局がそのルールに沿って責任を持って行った判断は最大限尊重すべきであると考え、例外なく、当該判断をそのまま法人としての判断としている。

イ 本件の動物実験に関しては、開示・不開示の基準は、動物実験委員会が作成、配布している「動物実験講習会テキスト」中の「動物実験計画書等の作成の手引き」に定められており、医学部・医学系研究科では、「プライオリティに相当する部分」か否かの判断は、当該部局における情報公開に係る決定権限を有する医学系研究科情報公開委員会が、必要に応じ関係する組織との調整（本件の場合は動物実験委員会の了解を得る）を行った上で、委員会としての知見に基づき行うこととしている。ここで、研究者本人に直接判断させる仕組みとしないのは、当該研究者としては、動物実験計画書等を動物実験計画書等の作成の手引きに沿って作成することで社会に対する一定の説明責任は果たしているところ、情報公開請求の都度検討・確認を求められる等といった負担を更に強いられることとなれば、結果として研究に対する意欲を阻害することにもなりかねず、また、判断の客観性、正確性を担保する観点からも、組織として責任を持って行うことが望ましいという当該部局の意思によるものである。東京大学としても、この判断を侵すことは実際に研究を行った研究者に限らず部局全体の研究意欲の低下にもつながることから、上記の判断方法等は妥当と考えている。

ウ 本件に係る開示請求では、医学部・医学系研究科、医学部附属病院等の部局が保有する文書についてそれぞれ開示請求があり、医学系研究科・医学部においては、上記イに記載の手順により文書1ないし文書13について開示・不開示の判断を行い、附属病院においては、法人文書管理簿上に動物実験関連の記載

があった脳神経外科に照会を行い、特定された文書14について研究者本人が開示・不開示の判断を行い、それぞれ原処分が行われたものである。しかしながら、諮問庁において改めて確認したところ、本件対象文書は全て医学部・医学系研究科が管理者となっているものであった。法に基づく開示決定等は「法人」として行うものであることに鑑みれば、文書14についても、医学部・医学系研究科の開示・不開示の判断が優先されるべきものであったと考えられる。

エ 異議申立人は意見書において他大学の事例を挙げているが、研究の在り方それ自体が各大学の独自性に基づくものであり、したがって一律な単純比較はできないものであり、開示・不開示部分が異なると当然であると考えられる。

また、意見書には本学農学生命科学研究科との比較も記載されているが、医学系研究科におけるブタを用いた動物実験はヒト臨床応用の最終段階として位置付けられており、ブタそのものを対象としている農学系研究科の研究とは性格が全く異なる。医療行為を想定した動物実験には個体に負担がかかる処置も多く、医学部・医学系研究科動物実験委員会では動物実験を計画する際、確固とした目的、使用薬剤（濃度、投与方法、反復投与ならばその頻度）、手技（適用する部位、方法、使用機材など）、実験終了までの処置（期間、観察部位、処置、またこれらを適用する上での方法）など詳細に記載することになっており、委員会にて細部にわたる審議を行っている。医学系研究科における動物実験計画書の非開示部分が他に比べて多くなるのは、このように、実験開始から実験終了までの詳細な記載を要求しているからであり、前述の記載内容は当然ながら研究者のプライオリティに関わるものである。

さらに、新たな医療機器の開発において動物実験モデルの有用性・必要性がますます高まっている。医学研究においては、ヒト疾患に類似した動物モデルのアイデアそのものに研究の秘匿性があるだけでなく、どのような動物を選択するかにおいても秘匿性があるのが一般的と考えられ、大型動物の中でも特にブタ（ミニブタ）の疾患モデルにおける開発は、全世界的に各研究者がしのぎを削っている領域と位置付けることができる。

なお、研究者自身がプライオリティに相当するとして秘匿すべきと判断したもののについて、研究の進捗状況等に関わりなく一律に公にするとすれば、研究者の研究に対するモチベーションそれ自体が削がれる可能性が大きくなる。日本の研究をリードすることが求められ、またそれに応えるべく精進している研究者の研究に対する意欲が低下するようなことがあっては、今後の日本ひいては世界の研究の発展を阻む結果につながると考える。

(3) 諮問庁が説明するように、研究者のプライオリティに相当する情報が記述された部分は、公にすることにより、特に実用新案に関わる研究活動にとって、研究活動の停滞や研究の中止等、研究活動に支障を及ぼす具体的なおそれがあり、これを公にすると、処分庁の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。したがって、法5条4号ホに該当すると認められる。

以下、検討を行う。

- ア 別紙の2の2欄①，⑦及び⑨に掲げる各部分については，原処分で開示されている「研究課題」欄の記載により明らかにされている内容と実質的に同一内容の記載であることが認められる。当該不開示部分については，その前後の記述を同時に開示しない限り，諮問庁が主張するように「その研究のアイデアのヒントを判明させ得る」等により「プライオリティに相当する部分」に該当するとは認められず，法5条4号ホには該当しない。
- イ 別紙の2の2欄②，⑤，⑧及び⑩ないし⑬に掲げる部分については，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該不開示部分を含む欄については，使用物質等の名称，使用方法等を具体的に記入することが求められているため，「プライオリティに相当する部分」に該当すると判断して不開示としたものであるとのことである。しかしながら，別紙の2の2欄②，⑤，⑧及び⑩ないし⑬に掲げる部分には，研究の内容と関連を有する使用物質の名称等の記載は認められず，放射線を用いた一般的な測定方法が記載されているのみであることから，「プライオリティに相当する部分」に該当するとは認められず，法5条4号ホには該当しない。
- ウ 別紙の2の2欄③に掲げる部分については，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，動物実験計画書等の作成の手引きでは，研究課題については原則開示とするが「プライオリティに相当する部分」に限り非開示とすることが可能であるため該当する部分に下線を付すよう研究者に求めており，当該部分には研究者本人による下線が付されていたことから，その意思を尊重して不開示としたとのことである。しかしながら，同一研究課題についてその後提出された動物実験変更計画書及び動物実験終了報告書の「研究課題」欄は研究者による下線は付されていないため原処分で全部開示されており，また，当該研究課題については，既に研究成果の論文発表も行われていることから，当該不開示部分が開示請求時点において「プライオリティに相当する部分」に該当するとは認められず，法5条4号ホには該当しない。
- エ 別紙の2の2欄④，⑥及び⑭に掲げる各部分については，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該研究課題については，その研究成果の論文発表が行われており，当該不開示部分の記載とおおむね同旨の着眼点，実験方法，成果等が既に明らかにされているとのことである。そうであれば，当該不開示部分は「プライオリティに相当する部分」に該当するとは認められず，法5条4号ホには該当しない。
- オ 別紙の2の2欄⑮ないし⑰に掲げる部分については，上記（2）イの説明を踏まえれば，文書12において部局としての知見に基づき開示されている当該部分の記載が「プライオリティに相当する部分」に該当するとは認められず，法5条4号ホには該当しない。
- カ その余の本件不開示部分については，「プライオリティに相当する部分」に該当する研究のキーワードになる文言及び創意工夫など研究の秘密に関して中樞をなす部分のみを限定して不開示としており，法5条4号ホに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに4号柱書き、ロ及びホに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2の2欄に掲げる部分は同条4号ホに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号ホに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 戸澤和彦, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 (本件対象文書)

- 文書1 平成19年度動物実験計画書(諮問第52号)
- 文書2 平成20年度動物実験計画書(同上)
- 文書3 平成21年度動物実験計画書(同上)
- 文書4 平成22年度動物実験計画書(同上)
- 文書5 平成23年度動物実験計画書(同上)
- 文書6 平成20年度動物実験変更計画書(同上)
- 文書7 平成21年度動物実験変更計画書(同上)
- 文書8 平成22年度動物実験変更計画書(同上)
- 文書9 平成23年度動物実験変更計画書(同上)
- 文書10 平成24年度動物実験変更計画書(同上)
- 文書11 平成21年度動物実験終了報告書(同上)
- 文書12 平成22年度動物実験終了報告書(同上)
- 文書13 平成23年度動物実験終了報告書(同上)
- 文書14 平成22年度動物実験終了報告書(諮問第53号)

2 (本件不開示部分及び開示すべき部分)

1 異議申立人が開示すべきとする部分 (本件不開示部分)	2 左欄のうち, 開示すべき部分
文書1 「動物実験の目的」欄の不開示部分 (1ページ, 3ページ及び5ページ) 「放射性物質や放射線の使用」欄の不開示部分(5ページ) 「動物実験の方法」欄の不開示部分 (1ページ, 3ページ及び5ページ) 「当該動物種と使用数を必要とする理由」欄の不開示部分(2ページ, 4ページ及び6ページ)	① 以下の部分 (i) 1ページ該当欄の1行目16文字目ないし22文字目並びに41文字目及び42文字目 (ii) 3ページ該当欄の1行目1文字目ないし15文字目及び2行目9文字目ないし11文字目 (iii) 5ページ該当欄の1行目26文字目ないし34文字目 ② 該当部分全て なし なし
文書2 「研究課題」欄の不開示部分(1ページ)	③ 該当部分全て

	「動物実験の目的」欄の不開示部分 (1ページ及び3ページ)	④ 1ページ該当欄の1行目ないし2 行目17文字目及び5行目ないし7 行目
	「放射性物質や放射線の使用」欄の不 開示部分(1ページ)	⑤ 該当部分全て
	「動物実験の方法」欄の不開示部分 (1ページ及び3ページ)	⑥ 1ページ該当欄の1行目及び2行 目並びに7行目ないし10行目
	「当該動物種と使用数を必要とする理 由」欄の不開示部分(2ページ及び4 ページ)	なし
文書 3	「動物実験の目的」欄の不開示部分 (1ページ, 5ページ, 8ページ及び 10ページ)	⑦ 以下の部分 (i) 1ページ該当欄の1行目1文字 目ないし7文字目及び3行目15 文字目ないし25文字目 (ii) 5ページ該当欄の1行目1文字 目ないし12文字目 (iii) 8ページ該当欄の3行目10文 字目ないし26文字目
	「放射性物質や放射線の使用」欄の不 開示部分(5ページ及び10ページ)	⑧ 該当部分全て
	「動物実験の方法」欄の不開示部分 (3ページ, 4ページ, 6ページ, 8 ページ及び10ページ)	なし
	「当該動物種と使用数を必要とする理 由」欄の不開示部分(2ページ, 6ペ ージ, 9ページ及び11ページ)	なし
文書 4	「動物実験の目的」欄の不開示部分 (1ページ, 4ページ及び6ページ)	⑨ 以下の部分 (i) 4ページ該当欄の1行目1文字 目ないし9文字目 (ii) 6ページ該当欄の2行目28文 字目ないし3行目18文字目
	「放射性物質や放射線の使用」欄の不 開示部分(4ページ)	⑩ 該当部分全て
	「動物実験の方法」欄の不開示部分 (1ページ, 4ページ及び6ページ)	なし
	「当該動物種と使用数を必要とする理 由」欄の不開示部分(2ページ, 5ペ ージ及び7ページ)	なし
	「動物実験終了時の安楽死の方法」欄	なし

	の不開示部分（7 ページ）	
文書 5	「動物実験の目的」欄の不開示部分（1 ページ及び3 ページ）	なし
	「放射性物質や放射線の使用」欄の不 開示部分（3 ページ）	なし
	「動物実験の方法」欄の不開示部分 （1 ページ及び4 ページ）	なし
	「当該動物種と使用数を必要とする理 由」欄の不開示部分（4 ページ）	なし
	「動物の苦痛軽減，排除の方法」欄の 不開示部分（2 ページ）	なし
文書 6	「放射性物質や放射線の使用」欄の不 開示部分（2 ページ）	⑪ 該当部分全て
	「当該動物種を追加（または変更）す る理由」欄の不開示部分（2 ページ）	なし
文書 7	「変更点とその理由」欄の不開示部分 （2 ページ）	なし
	「変更前の該当する実験計画」欄の不 開示部分（2 ページ）	なし
	「変更後の該当する実験計画」欄の不 開示部分（2 ページ）	なし
	「放射性物質や放射線の使用」欄の不 開示部分（3 ページ）	⑫ 該当部分全て
	「当該動物種を追加（または変更）す る理由」欄の不開示部分（3 ページ）	なし
文書 8	「変更点とその理由」欄の不開示部分 （1 ページ，3 ページ及び5 ページ）	なし
	「放射性物質や放射線の使用」欄の不 開示部分（2 ページ及び4 ページ）	⑬ 該当部分全て
	「当該動物種を追加（または変更）す る理由」欄の不開示部分（2 ページ， 4 ページ及び6 ページ）	なし
文書 9	なし	—
文書 10	なし	—
文書 11	「実験成果の概要」欄の不開示部分 （2 ページ）	なし
文書	「その他」欄の不開示部分	なし

1 2	(1 ページ)	
	「実験成果の概要」欄の不開示部分 (2 ページ及び4 ページ)	なし
文書 1 3	「実験成果の概要」欄の不開示部分 (4 ページ)	⑭ 該当部分全て
文書 1 4	「動物の選択」欄の不開示部分 (2 ページ)	⑮ 該当部分全て
	「動物数の削減」欄の不開示部分 (2 ページ)	⑯ 該当部分全て
	「その他」欄の不開示部分 (2 ページ 及び4 ページ)	⑰ 以下の部分 (i) 2 ページ該当欄 1 行目 1 0 文字 目ないし 3 3 文字目 (ii) 4 ページ該当欄全て
	「実験成果の概要」欄の不開示部分 (3 ページ)	⑱ 3 ページ該当欄の 1 行目 5 文字 目, 1 1 文字目, 1 8 文字目ないし 2 8 文字目, 3 1 文字目ないし 2 行 目 1 0 文字目, 1 9 文字目ないし 2 7 文字目, 3 2 文字目ないし 3 行目 4 文字目, 1 0 文字目ないし 3 1 文 字目, 4 行目 3 文字目ないし 1 2 文 字目及び 2 0 文字目ないし 7 行目

(注) 2 欄に記載した行数は、各ページ該当欄の一番上段に記載された行を 1 行目として
順次数えた場合の行数、文字数は、各行の一番左に記載された文字を 1 文字目として
順次数えた文字数である。記号は 1 文字として数え、空白は数えていない。